

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 高齢者等の保健及び福祉

高齢社会の進展という社会情勢の中で高崎地域の高齢者人口も増加が著しく、65歳以上の人口は昭和40年に1,114人、総人口の7.3%から、平成17年には3,373人、総人口の31.4%と3倍以上増加しており、平成22年4月1日現在65歳以上の人口が3,485人、総人口の33.2%と確実に高齢化が進み、今後もこの傾向は続くものと予想される。高齢者が家庭や地域社会で生きがいのある快適な生活を送るには、心身の健康保持・増進が必要である。一方、核家族化の進行、扶養意識の変化等により家庭での介護能力が低下してきており、要介護高齢者への計画的な介護サービス基盤の整備を図る必要がある。

表5-1 高齢者人口の推移（高崎地域）

区 分	昭和 40年	昭和 50年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
65歳以上人口（人）	1,114	1,524	2,052	2,322	2,745	3,125	3,373	3,485
全人口に占める割合（%）	7.3	11.8	15.6	18.3	22.8	27.5	31.4	33.2

※昭和40年から平成17年は国勢調査・平成22年は4月1日現在

現時点では、昭和45年に建設した高崎老人福祉館を拠点施設として、市社会福祉協議会高崎支所や都城市山田・高崎地区地域包括支援センター（市社会福祉協議会）及び都城市高崎養護老人ホームたちばな荘と特別養護老人ホーム高崎苑を主軸に広範、多岐にわたる福祉サービスを積極的に進めているが、高崎老人福祉館は施設が老朽化しているため機能的な福祉サービスに支障をきたしている。

また、これらの福祉サービスとしては、高齢者の生きがいづくりや介護予防サービスの充実、介護支援体制の充実等を行っており、今後ともこれらの高齢者支援を一層推進していくことが重要である。

なお、高崎地域では、住民の保健・福祉、健康増進等のための施設が不十分であったが、平成 19 年 5 月に都城市高崎養護老人ホームたちばな荘を新築移転し、平成 22 年 4 月には都城市高崎福祉保健センターを開設したところである。

今後は、これらの施設を有機的に結合した保健・福祉事業を推進する必要がある。

また、高齢者が健康で自分らしい生活を続けるためには、それぞれが生きがいを持つことが重要であり、高齢者クラブの活動、高齢者学級等の充実を図りながら、パークゴルフやゲートボール等のスポーツ活動、文化活動、学習活動、ボランティア活動等を積極的に進め、高齢者の社会参加を強力に支援する必要がある。

(2) 児童福祉

高崎地域の就学前児童数は、近年の出生率低下により年々減少傾向にあり、各児童福祉施設とも定員割れの状況であり、これらの少子化対策が課題となっている。児童福祉施設として私立 7 ヶ所の保育園があり、合わせて 270 名の定員であるが、平成 22 年 4 月 1 日現在の保育園利用児童数は、233 名と 86%の充足率となっている。

表 5-2 保育園児の状況（高崎地域）（単位：人）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	定員
保育園	9	31	45	45	52	51	233	270

資料：保育課（平成 22 年 4 月 1 日現在）

児童厚生施設は、高崎地域内各地区毎に 6 ヶ所の児童館等が活動の拠点として配置され、この他、児童プール、児童遊園も各地に設置しているが、これらの施設も老朽化し、児童数の減少により未利用で危険な状況となっている施設もある。

これらの施設は、今後計画的な施設の解体整地や改修を行い、安心して安全な環境づくりを進める必要がある。

なお、解体した施設の跡地利用については、地元公民館等と協議を行い、有効活用や公売を検討する。

また、保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の

放課後の安全な居場所づくりが課題となっているほか、健康診査や相談、教育の充実を進める必要があるため、地域活動クラブ等の地域組織活動を積極的に支援するなど児童福祉の増進に努める。

(3) 母子福祉及び障がい者福祉

母子、寡婦、父子家庭は、生活の中で直面する問題に一人で悩みがちで、経済的にも不安定な場合が多いため、地域ぐるみの組織活動などの充実を努めるなど積極的な対応が必要である。

また、障がい者が、障がいを持たない人と同じように社会の一員として社会参加できるようになることは、すべての人の願いである。

障がい者が地域社会の中で安心して暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、地域と一体となった自立支援など総合的な施策を推進する必要がある。

表 5-3 身体障がい者（児）の状況 (単位：人)

視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
71	54	4	470	220	819

資料：高崎総合支所 健康福祉課（平成 22 年 8 月 17 日現在）

2 その対策

(1) 高齢者等の保健及び福祉

- ・平成 20 年度に策定したキラキラ星プランたかさき（高崎地区地域福祉計画）に沿って行政、都城市社会福祉協議会高崎支所、高崎地区民生委員児童委員会協議会、地元公民館等、官民一体となり自治公民館単位に福祉部を設置するなど総合的な地域福祉を推進する。
- ・高齢者が、地域社会の一員として自覚と主体性を持ち、生産・文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動ができるよう、高齢者クラブ等の育成と条件整備に努める。

- ・高齢者の自主的活動及び健康増進を図るため、敬老バス券及び健康増進施設利用助成券を交付する。
- ・都城市高崎福祉保健センターにおいて、保健師及び栄養士・食生活改善推進員などにより健康づくりに関する知識の普及や活動の充実及び特定健診後の特定保健指導に努める。
- ・介護保険法に基づく地域支援事業の各種介護サービス及びその他の福祉サービスの充実を図り、都城市山田・高崎地区包括支援センターと連携して地域ぐるみの福祉のまちづくりに努める。
- ・ボランティアグループ等の育成指導をすすめるとともに住民のボランティア活動への積極的な参加を促進する。

(2) 児童福祉

- ・一時保育等多様な保育のサービスの充実を進めるほか、放課後児童クラブ事業を実施し、児童の安全な居場所確保に努める。
- ・乳幼児健康診査や相談、教育の充実を努める。

(3) 母子福祉及び障がい者福祉

- ・母子・寡婦・父子家庭の複雑で専門的な相談などに対応できる相談・指導機能の充実を図る。
- ・都城市障がい福祉計画（第1期計画は平成18～20年度、第2期計画は平成21～23年度、第3期計画は平成24～26年度）に基づき計画的な推進を図ることとし、障がい者が必要とする障がい福祉サービスや支援を提供することで、地域の中で健常者と障がい者がともに手を取りあい、安心して暮らせる社会環境づくりに努める。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(7) 過疎地域 自立促進特 別事業	(過疎地域自立促進特別事業)			
		敬老特別乗車券事業	市		
		健康増進施設利用助成事業	市		
		保護者会放課後児童クラブ事業	市		
		がん検診事業（集団分）	市		
		児童プール維持管理費	市		
		老人福祉館管理運営費	市		
		高崎介護予防ふれあい交流センター管理費	市		
	高崎福祉保健センター管理運営費	市			
	(8) その他	(その他)			
		高崎管内児童プール解体事業	市		
		地域組織活動育成事業	市		
		1歳6ヶ月児健康診査事業	市		
		3歳児健康診査事業	市		
		2歳6ヶ月歯科健康診査事業	市		
		一時保育促進基盤整備事業（法人）	市		
		みやこのじょう健康づくり計画21 推進事業（地域健康づくり交付金）	市		
		みやこのじょう健康づくり計画21 推進事業（食生活改善講習会活動事 業）	市		
		児童館管理運営費	市		
		児童遊園運営維持管理費	市		